

平成28年

第1回市議会定例会 議案第45号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和
42年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表および同条第2項の表中「0.86」を「0.88」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金および休業補償ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金および同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、年金たる補償等と他の法令による給付との調整に関する規定を整備するため